

2019年4月1日改定 御影工業野球部OB会 規約第1章 総則

第1条 (名称)

本会は御影工業野球部OB会と名称を称しOB会と略称する。尚、OB会所在地は神戸市中央区脇浜町1丁目4番70号 神戸市立科学技術高校内に設置する

第2条 (目的)

本会は会員の親睦及び現役野球部員・後援会の支援を行い良好で健全な関係を維持し運営していくことを目的とする。またOB全員の協力及び本会への参加を義務とする

第3条 (構成)

本会は御影工業野球部に在籍していた生徒をもって構成する構成員については別途名簿をもって管理するものとする

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く(2019年4月1日現在の役員)

1. 会長1名 (畑本 威至)
2. 副会長2名 (松川 明弘/村井 勝)
3. 事務局1名 (林 文悟)

役員を選出は総会で行う

第5条 (役員任期)

役員任期は二年とする。再任は妨げない

第6条 (選任)

1. 会長の選任は役員会で決定する
2. 副会長、事務局の選任は会長の推薦に基づき総会で決定する

第7条 (事業)

事業の目的を達成するために次の事業を行う

1. 神戸市立科学技術高校野球部の発展と支援
2. 科学技術高校野球部に対する寄付(財政支援)
3. 会員相互の親睦を図るための会合及びその他行事
4. 会員への活動案内、各大会の予定・結果報告・会員簿

第8条 (総会)

本会運営の為に次の総会を設ける

1. 会は本会員を招集し年一回定期総会を開き事業報告を行う
2. 必要に応じ臨時総会を行う
3. 総会は会長が招集し議長となる
4. 総会では次の事を行う

- ア、事業報告及び決算報告と承認
- イ、事業計画及び予算の審議と承認

ウ、役員選出と承認

Ⅰ、会計報告

ホ、その他必要事項の審議と承認

カ、総会での議決は会員の過半数の賛成及び委任状にて成立する

第9条（会計）

- 本会の運営費は会費寄付金をもって支弁する
- 本会費は一口1,000円とし、上限は設けないものとする
- 会計は事務局が兼任とし、会長・副会長が監査を行うものとする

第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年10月1日とし翌年9月30日迄とする

第11条（規約外案件）

本会の運営に関して、規約に定めない事項は必要に応じて役員会で協議する

第12条（冠婚葬祭）

会員と関係者に慶事があった場合は役員会が協議し決定する

第13条（その他）

会員の氏名、住所、携帯番号等の変更がある場合は速やかに事務局に連絡をすること

[ホーム](#)

[ご挨拶](#)

[科技高校情報](#)

[御影工成績](#)

[会員規則](#)

[プライバシーポリシーについて](#)

[お問い合わせ](#)